

平成23年度 第2回府中市環境審議会会議録

平成23年7月5日（火）
午後6時半から8時半まで
府中駅北第2庁舎3階会議室

- 1 出席委員 海藤茂委員、戸田忠良委員、中嶋正樹委員、石上祥光委員、石谷真喜子委員、比留間吉郎委員、増山弘子委員、金子富紀委員、竹内章委員、塚原仁委員、馬場利之委員、朝岡幸彦委員、田中あかね委員、室英治委員（14名）
- 2 欠席委員 安藤正邦委員（1名）
- 3 事務局 加藤環境政策課長、遠藤環境政策課長補佐、佐藤環境改善係長、監物環境保全活動センター整備担当理事、環境改善係海野技術職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事 (1) 府中市環境基本計画について
(2) 今後の進め方について

《審議内容（要旨）》

事務局 それでは定刻となりましたので、お待たせしておりますが、会議に入ります前に、皆様のお手元にお配りいたしております、資料のご確認をお願いいたしたいと存じます。

まず、1. 資料として、A4 1枚で『府中市環境基本計画』策定の背景と『府中市環境審議会』の審議経過

次に、2. 資料として、「重点施策6, 8, 9, 10」

以上の2種の資料をお配りさせていただいておりますが、過不足などはございませんでしょうか。

事務局 皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。なお、本日の会議に、次の方から、やむを得ない事情で欠席の連絡を受けておりますので、ご報告させていただきます。

安藤正邦委員

以上、お一人でございます。次に、会長ですが、1時間程度遅れるとの連絡をお受けしておりますので、議事進行を副会長にお任せしてよろしいでしょうか。

事務局 傍聴について、委員の皆様にお諮りいたしますが、府中市情報公開条例に基づき、原則公開となっておりますので、傍聴人の入室を許可してよろしいでしょうか。

（ここで傍聴人の確認をする。傍聴人なし。）

事務局 それでは、お手元でございます会議の次第に従いまして、進めさせていただきます。本日の会議の進め方についてお諮りいたしますが、まず、副会長に、『府中市環境基

本計画』策定の背景と『府中市環境審議会』の審議経過』についてお話しいただき、その後、質疑応答をお受けしたいと思います。それでは、副会長、以後の進行をよろしく願いいたします。

副会長

お集まりいただきましてありがとうございます。事務局のお話のとおり、会長が到着するまで、代わりに私が進めますのでよろしくお願い致します。

環境基本計画について、初めての方がおられますので、私からお話させていただきます。これから第2次環境基本計画を作っていくうえで、どのような方法を取ったら良いかを皆さんとお話ししながら進めていきます。そのための基礎知識といえますか、携わって知っている方も中にはいますが、第1次環境基本計画がどのようなものなのかを皆さんに報告します。皆さんのお手元に『府中市環境基本計画』策定の背景と『府中市環境審議会』の審議経過』ということで、裏表で資料を配布させていただきました。

まず、環境基本計画というものが、なぜ作られるのかという背景もお話したほうが良いと思います。国が平成5年、1993年ですが、「環境基本法」を制定しました。基本法というのは国が定め、それに基づいて色々な計画なり、条例などの元になります。その中で、翌年の平成6年に国の「環境基本計画」が作られました。これが平成10年に改定されていますが、基本法に基づいて、国として「環境基本計画」を策定しています。それを受けて、東京都が平成9年に、「東京都環境基本計画」を作成しています。これも平成14年に改定されています。国に基づいて、「東京都環境基本計画」を策定しています。それと同時に、東京都には「公害防止条例」があったが、それを平成12年に環境確保条例、これはもっと長い名前なのですが、一般的に「東京都環境確保条例」に名前を変えて、今までの公害だけでなく環境を全て含めたものとして、条例を制定しました。国および東京都の動きは、そういうことで基本計画を策定しています。

一方、府中市では、平成11年、1999年ですが、「府中市環境基本条例」を制定しています。それと併せて、「府中市緑の基本計画」を作ったが、これは、“みどり豊かなふるさと府中”を次世代に継承していくために策定されました。平成13年に府中市職員を対象にした、環境負荷低減のための「府中市職員エコ・アクションプラン」を策定して、現在でも実行しています。そうした中で、第1次の「府中市環境基本計画」が作られました。基本計画の111ページに策定までの概略が書いてあります。先ほどのとおり、条例が平成11年に制定されていますが、基本計画の122ページに載っています。123ページ第2章第7条に「市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、府中市環境基本計画を策定しなければならない。」ということで、条例が制定された中で基本計画を作らなければならないことになっています。第3項「市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ府中市環境審議会の意見を聴かなければならない。」ということで、審議会として計画策定に携わらなければならないことになっています。環境審議会について、125ページ第4章の第18条に、環境基本法の中で第44条に規定されており、「市の環境の保全に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、府中市環境審議会を置く。」ということで、環境基本条例の中に環境審議会を設定する条項が書かれています。全てにおいて、環境基本条例に基づき、基本計画が作られています。

この当時の審議会が、環境基本計画策定にあたっては広く市民の意見を取り入れ策定すべきとの答申に基づいて、平成12年8月に公募のボランティア市民により「素

案検討会」を設置しました。審議会ではどのような方法で基本計画を作っていくか、色々な意見があったが、市民の意見を広く聴いて、行政計画は本来そういうものだと、特に環境に関するものは、市民の意見を無視して行政だけで作っても、真意が伝わらないのではないかとすることがあり、当時は市民を募集するのは稀なことでした。当時の審議会委員が、「市民の皆さんに現状をよく認識してもらうため、これから進めてもらうためにも、市民の意見でまとめた方が良い。」ということで、ただ、市民が参加してやると非常に時間がかかります。まず、基本的な勉強をしてもらわなければならない、その上に立って、計画を作っていかなければなりません。かなり時間がかかるが、それでも市民が集まって作りあげようという話になり、当初、素案検討会で市民公募をしました。なかなか人が集まらず、実質的には3回くらい募集をして、60名近く集まっていたが、五つの分科会に分かれて素案作りに着手しました。実質的には四つの分科会ですが、どうしてももう一つ作らなければならなくなり、後から作ったのが第5分科会です。まず、第1分科会では、水と緑のまちづくりを基本として、自然を守り育て、自然とふれあえるまちづくりをめざしました。第2分科会は、快適なまちづくりということで、安全でゆとりと潤いのある文化的なまちをめざしました。第3分科会は、公害のないまちづくりということで、健康で次世代も安心して暮らせるまちをめざしました。第4分科会は、資源循環のまちづくりで、エネルギー・水循環を大切にリサイクルを進めるまちをめざしてということで、この四つの分科会でとりあえずスタートしました。途中から第5分科会ということで、後から説明しますが、運営委員会でやったのですが、環境を思いやり行動するまちづくりということで、環境パートナーシップの育つまちをめざしてという内容で、実質的には五つの分科会で素案作りをしました。どうしても分科会の間での調整が必要になってきて、分科会と並行して平成12年10月に各分科会から4名ほどの代表者を出してもらい、16名の運営委員会を設置しました。この運営委員会は調整と同時に、最終的に素案としてまとめる役割があったのですが、一つ積み残したのが、第5分科会でやりました、環境を思いやり行動するまちづくりといったところが抜けていたので、これについては、とりあえず運営委員会で素案を作っていこうということで、第5分科会の素案を作ると同時に、各分科会間の調整を担ってきました。平成13年6月に各分科会から中間の報告書が提出されました。更に、素案としてまとめあげるため、運営委員会が詳細に検討を続け、平成14年6月に最終的な素案のまとめが終了しました。平成14年8月に素案検討会から環境審議会に、最終素案ということで報告がされました。同年の12月に審議を終了し、平成15年1月に環境基本計画が環境審議会から市長に答申され、平成15年2月に策定されました。この間に素案検討会の会合が2年間で約100回開催され、全て夜間にやりました。先ほど話したとおり、市民の手作りで作成された基本計画ということで、色々と新聞にも載りましたし、全国から問合せがあり、反響を呼んだといういきさつがあります。

このような経緯で作成された環境基本計画ですが、基本計画とはそもそも何なのだろうといったところですが、基本計画は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるため、環境保全に関する方針や目標、市民、事業者および行政の各主体の行動や施策などについて定めものです。こういったものが、網羅されていなければいけないのですが、基本計画そのものはこういうものです。この基本計画によって環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちの実現へ向けて、環境保全のための行動が一層深まるように市民、事業者及び行政が連携して積極的に取り組むことが求められます。行政だけではなく、市民と事業者が、三位一体となって連携して取り組んで

いかなくなくてはならないということになっています。

府中市環境基本計画と他の計画との位置付けは、どのようになっているかということですが、基本計画の4ページの下の方に図が書いてあり、計画の位置付けということで掲載されていますが、「府中市総合計画」これは第5次なのですが、総合計画を環境面から具体化するために、環境に関連する諸計画の基本的方向を示すとともに、関連する各種の施策の推進における環境保全上配慮すべき事項を提示するものです。あくまでも一番上位の計画というのは総合計画です。総合計画を見ますと、第2章に環境部門が載っていますが、そこには大まかなことしか載せられないので、それを具体化する意味で、基本計画がその下に位置付けられています。その基本計画の元になる環境基本条例がありますが、そういうことで総合計画と条例と基本計画とが位置付けがされています。48ページに環境施策の体系が載っています。府中市として目指すべき望ましい環境像をどういう内容にすべきか散々迷ったが、最終的に望ましい環境像は“人も自然もいきいきする環境都市・府中”とし、今でも続いています。これを実現するために、五つの基本方針と9項目の基本目標が設定されていて、達成に向けて19項目の個別目標を定めることで、施策展開の方向を示しております。五つの基本方針というのがありまして、水と緑のまち、快適なまち、公害のないまち、資源の循環するまち、環境パートナーシップの育つまち、が定められていて、基本方針に基づいて9項目の基本目標を設けています。この達成に向けて個別目標が19項目あります。更にこの個別目標を具体的に進めるために重点施策を10項目あげていますが、重点施策は特に重要性、緊急性が高くかつ府中の特性を生かしていくための施策として定められています。

環境基本計画の連携体制ということで、103ページに図が書いてありますが、計画の確実な推進のため、市民、事業者、及び行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を進めることが必要です。この図を見てもうと、まず市民、それから事業者、3番目に行政、この三つの主体がありますが、この主体の間を取り持って行くのが各主体からの連携組織ということで、推進協議会と環境保全活動支援センターが位置づけられています。各主体間の推進協議会は市民、事業者、行政からそれぞれの協議会の委員が集まって、それぞれの主体間の調整を行い、各自の施策の進捗状況を協議会の中で議論します。特に下に書いてある環境保全活動支援センターは極めて重要な要素を持っています。ここでは市民と事業者の施策の展開がどうなっているか、支援センターを中心に進めていきます。支援センターの設置が進まなかったため、市民、事業者の具体的な活動内容がどう進展したのかを把握することができませんでした。この中で、もう一つ一番下に⑤として評価組織がありますが、これが環境審議会になります。審議会は各主体の環境保全に関わる活動状況や計画の進捗状況を調査し全体的に把握することにより、市の環境施策に関して総合的に審議するとともに評価を行う役割を担っています。基本計画に沿ってそれぞれの主体がどう推進しているか、施策がどう展開されているか全体を評価して、足りないものを市に対して評価結果を持って、市長に提言できるというのが環境審議会の役割になっています。審議会は全体の推進に関する実態を調べて評価をします。評価した結果については市長に進言します。環境審議会の役割は非常に大事になっています。

次に府中市環境基本計画の進捗状況ですが、平成16年1月に府中市環境行動指針が策定され、これを見ていただくと、重点施策が10項目上がっています。重点施策に対して具体的に何をやっていくのかが明記されています。同年3月に発行されまし

た。行動指針は、府中市環境基本条例に基づき策定されたものです。この指針は環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するための指針であり、基本計画の重点施策について、市民、事業者、行政それぞれの環境保全に向けた具体的な行動や施策を示したものです。環境基本計画だけではなかなか進めにくいのが、この中から10項目の重点施策に対して、行政の環境施策、行動指針が明記され、何をするかここに書かれています。市民、事業者については、環境保全行動ということで具体的な内容が明記されています。これが本当に進展しているかを調べて、結果が出ないといけないのですが、行政についてはエコ・アクションプランがあり、これはISOのからみで展開され推進されています。つづいて、平成18年8月に、環境審議会から、平成16年度および平成17年度の2年間にわたって、基本計画の中にある行政の環境施策について進捗状況の評価を行い、結果を評価書にまとめ、市長宛に提出しました。これは重点施策の10項目について、行政側が活動する環境施策について進捗状況はどうだといったところを評価したが、これをもう少し進めていかなければいけません。平成18、19年度の行政施策の進捗状況はまとめてあるが、審議会での評価は行っていません。なぜ評価しなかったかという点、当時、環境審議会が2年間開催されなかったため、評価する場所がありませんでした。ただ、内容はあくまでも行政側の施策です。また、市民や事業者の行動指針が、どの程度進捗したかについては、状況を把握する役割を担う環境保全活動支援センターが設立されておらず、全く把握されていません。したがって、活動センターは非常に大きな役割を持っていますが、機能しない限り市民や事業者が具体的にどう行動したのか、どう展開したのか把握するためにも活動センターの役割は大きいです。前回の環境審議会でも活動センターについては、至急立ち上げて欲しいということが出されており、事務局もその動きでスタートしています。次に、平成21年12月に基本計画の中間見直しを行い、重点施策の中の次に示す4項目について見直しを行いました。重点施策6「自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。」、重点施策8「行程の芝生化、草地化などを進めるとともに、学校のエコスクール化100%を目指します。」、重点施策9「全ての市民が自然とふれあい、環境学習に取り組む仕組みを作ります。」、重点施策10「市民や事業者、大学などの教育研究機関との行政パートナーシップを築きます。」以上4項目については、市長から審議会に見直しが要請され、1年かけて見直しをしました。

最後に、平成22年6月に、市長より具体的な地球温暖化防止に取り組むための施策として「府中市地球温暖化対策地域推進計画」の取りまとめの諮問を受けました。先に見直しを行った重点施策4項目の中に自然エネルギーの利用や、省エネルギーの推進、二酸化炭素排出量削減などの項目が入っており、見直しをするときに、地域推進計画に内容を総合的に加味して計画として取りまとめ、平成23年12月に答申し、平成23年3月に正式に発行されました。

今までの基本計画の第1次策定とそれに伴う行動指針、それに関連した地球温暖化対策地域推進計画が環境審議会の中で策定されてきました。今までの中で何か質問などありますか。

事務局 (事務局から重点施策6, 8, 9, 10についての見直し部分の資料説明。)

副会長 見直しについては、今日は添付されていませんが行程表があり、更に細かくこういうことをいつまでにやってくださいといった、かなり詳しく載っている4つの重点施

策について行程表が作られています。行程表が明確になっていたのも、地球温暖化地域推進計画を作るのに非常に役立ちました。こういったものが地域推進計画に移譲できました。地域推進計画をどのように進めていくかが、また新たな問題です。

見直しをしなければならない点は何点かありますが、それは今回、第2次の中で、含めてやっていけば良いかと思います。特に重点施策5は、作成したのは平成15年ですが、「10年間でごみの50%削減を目指します。」ということですが、当時半減させようと動いていましたが、有料化や個別収集などダストボックスの廃止は入れていませんでした。ただ、ごみ減量推進委員会に別の審議会があり、そちらで具体的に進めていただくということで、深くは触れませんでした。そこまで触れると非常に大変な作業になってしまうことと、ごみ行政を変えることは、市民生活に大きな影響を及ぼすということで、目標だけ決めて具体的なものについては、ごみ減量推進審議会に預けました。当時、これを作ったときに審議会で継続してやっていたので、二重になるといけないということで細かい施策については、あまり入れてないが、10年間で50%削減するというのが逆に大目標になって、今回のダストボックス廃止とごみ収集有料化が進められました。何か今までのところで質問などありますか。

委員 非常に苦労されて作られたようで、これを作ったときにPDCAのマネジメントサイクルが見えるようであれば、今のお話を聞くと行程表がありますとか、いつ誰が何をしますといった5W1H、そういうことがこれを読んでいるときに非常に見にくかったのですが、一般の市民を巻き込んで進めていくためにも、もっとわかりやすく、確かに言葉は優しいですが、仕組みとしてもっとシンプルにできないのかと思いました。例えば、いつ誰がいつまでに何をやりますかというのは、話を聞くと確実に出てきそうなのですが、何かまとまって見えるものがない気がしました。今度の見直しはそういったことを含めてされるわけですか。

副会長 その辺を皆さんと議論して進めていかななくてはなりません。基本計画は何でもそうですが、計画を作ったらPDCAサイクルを回してフォローしていかなければなりません。マネジメントシステムの基本ですから、当然しなければならないが、最終的に評価するものが結果的にアクションに結びつく形にはできています。ただ、評価が途中で途切れてしまい、市民や事業者がどこまで進んでいるか、全くPLANだけでなくDOが把握できませんでした。どこまでできているか把握できていないとその次のCHECKもできないし、ACTIONにも続かないということになります。行政だけについては、マネジメントシステムを回したが最初の2年間だけしかできませんでした。市民や事業者が計画に対してどのようにやっていくかというものが、DOの段階で把握できないとその先が回っていきません。

市民や事業者が行動指針を具体的にどう取組んでいるか、調査する機関を持たなくてはなりません。市民に対するモニタ、事業者に対するモニタを幾つか決めて、そこから実態調査をかけながら全体の状況を把握していく、それを推進していくのが活動センターです。それが機能していかないと進まないということです。

委員 活動センターが出来ない限りは分からないということですか。

副会長 調査がかけられないということです。

委員 一般論でいくと計画に基づいて、行程表に落とし込んでいかないと回りきれない部分があると思います。行政については、103ページを見ていただければ分かりますが、行政はPDCAがうまく回っている。時勢の変化で何かが起こった、例えば、今回のような大震災が起きたときに計画を見直さなくてはいけないのではないか、そういうことが出てきて、見直しができてPDCAが回っていくと思います。左の行政の環境施策、市民の行動、事業者の行動と見ますと、行政は、設けます、行います、公表します、と書いてありますが、市民、事業者は、努めます、協力します、という表現せざるを得ない部分があると思います。活動センター、協議会は、まだ具体的に立ち上がっていないので、PDCAが回りきれないお話がありましたが、これができない理由は何が問題であって、どうする考えかお話ししていただきたい。

副会長 これができなければ回らないと事務局には話をしてきました。結果的にはまだできていませんが、見直しのときも、地球温暖化推進計画のときも、重点施策10に全て入っていて言います。これがないとできませんというところまで追い込みました。一番の拠点となる活動センターの役割がないと、3分の1しか進みません。行政には評価表が全部あって、重点施策1に多摩川や湧水、崖線や浅間山の水と緑のネットワークを守り、これについては、それぞれの担当課の行動指針を担当課が決めています。担当課としてそのために何をするのか事業目標と実施結果、その達成状況を全部、評価した結果があがってきました。

委員 環境というのは、市民や事業者の日常活動になります。当然、やってもらいたいのは市民、事業者であり、DOの部分が大いのではないかと。そういう意味で言うと、仕掛けを作り、何が不足しているのか、また支援をしてあげるとか、そういう部分の活動に結びついていかないと、市民の皆さんが一生懸命作った、市民の目線で作った計画が途切れてしまうのではないかと感じます。

副会長 要となるどころができないと、行動指針を見てやっている人は少ないと思います。一般的にされていることが書いてありますが、どのくらいのレベルでやられているのか、統計的に把握していかないと、どこまで進んでいるかが分かりません。その調査は別な形で世論調査をやってはいますが、数値的なデータが出てきていません。残念ながら、どこまで進んでいるか把握できていません。これから第2次計画を作っていくうえで、その辺がリンクしていかないと計画倒れになってしまいます。行政はISOの関係で、エコ・アクションプランの中に組み込まれていますから、毎年、報告があります。市民、事業者はどこまでやるのか、事業者によってはISOを取組んでいる事業者もありますから、そういったところはここに書かれている以上に取組んでいます。中小企業がどこまで進んでいるか調査しきれいていません。

事務局 平成20年3月に環境活動支援センターのあり方についての提言をいただいたところでございます。したがって、20年度に提言をいただいたということでございます。その間、21年度、22年度につきまして、予算あるいは事務室の確保など、といった動きについては一切ございません。ここで、昨年度に現環境政策課長が就任いたしまして、色々な必要性から、是非とも23年度から本格的に稼働しなければいけないというようなことから、予算並びに理事者などにご理解いただきまして、ご案内のとおり、本年度からこのビルの7階に約20㎡の事務室を確保するとともに、備

品購入などを予算化いたしました。人員、予算、場所の確保ができて、初めて23年度から、目に見える形で動いたしたいでございます。先般の第1回環境審議会で、委員から今どういう状況ですかということで、ご答弁させていただいたところでございますけれども、その後、現在につきましては、府中市環境保全活動センターを平成23年度から当面、直営で開設運営するにあたりまして、市民、事業者および各種団体の環境保全に関するニーズを的確に把握するとともに、本市の環境資源や地域特性を生かしながら環境保全活動を促進するための拠点とするための前段といたしまして、基礎的方向性についてご意見を聴取するために、新たに府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会の開催を予定しております。この懇談会の性格でございますが、特定の属性を持つ集団が自由に話し合うための会合といたしまして、中央省庁等の行政庁に設けられる、いわゆる、行政運営上の会合の位置付けとさせていただいております。したがって、規則等を根拠とすることなく、また、恒常的な組織とすることなく、聴取したご意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られることのないようにするつもりでございます。また、メンバーにつきましては、ここにいらっしゃる方も予定いたしておりますが、当時の環境保全活動センターのあり方について、起草されました前府中市環境推進協議会の委員、環境団体の代表者およびこれに準ずる方、並びに府中市環境審議会委員経験者を含む方の中から、環境政策課長が任意に人選し、かつ、その目的等にご理解をいただいた方をお願いをしたいと考えております。この懇談会では今後の運営形態などについて、平成20年のご提言を踏まえつつより現実的で、実効性のあるセンター運営を行うためにも、知識経験豊富な皆様からアイデアなどをご提供いただき、文字通り、小さく生んで大きく育てるがごとく、府中市環境保全活動センターがスタートできますよう、建設的なご意見をご期待するという会合を予定いたしております。それが、7月の中旬で、委員さんとして6人の方をお願いしております。何らかの形で、提言について組織論ありきのところがございましたので、充実、発展できますよう進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

副会長 ということで、着々と準備が進んでいるということですね。できるだけ早くスタートしたいということで、やることはたくさんありますので、やれるところからスタートできるように委員さんからの意見を聞きながらやっていきます。活動センターのあり方は103ページの中にある各主体間の推進協議会がありましたが、そこで検討してきました。これから具体的に進めていく中で、体制を整えていくということになります。

委員 この重点施策は、ある意味では大きな大目標であるわけです。ですから、もし活動センターが稼働を始めるとすれば、この大目的に沿って、長期計画になると思います。これを受けて、小目的あるいはそれに対応する目標というプログラムを構築していただけるのではないかと考えております。もうひとつ、府中市としてはISO14001の活動をやられていますが、できたらこれとリンクするような活動をお考えいただいた方が市にとっても大変良いですし、あるいは市民にとっても非常に効果的であるし、対外的にも迫力のあるISO14001がきちんと展開されている印象を与えるのではないかと気がします。その辺をご検討いただきたい。

副会長 ISOは市の基本計画とリンクしていなかったということがありまして、せっかく

良い仕組みがあるのに、なぜそれを出さないのか2年間の評価をした中で書いてあります。市としてISOのシステムがあるわけですから、運営管理をしてくださいと評価の中で記載されています。

委員 重点施策の項目がたくさんあがっていますが、特に行政でお金の裏づけがないとなかなかできないところがたくさんあると思います。ここにたくさん挙がっていますが、確かに長期的な方向性としては正しいが、現在の懐具合から見たときに、ちょっと背伸びしすぎというところがあるとすれば、もう少し垣根を低くするようなことも考えて良いのではないかと思います。

事務局 色々ご議論いただいているお話の中で、環境保全活動センターにつきましては、担当からお話させていただいたとおり、遅まきながら、基本計画ができてから中間期を越したところになります。今年度から着実に実施に向けての準備が始まっております。4月から数えると3か月過ぎたのに、まだかというお考えもあるかと思いますが、もう少し長いスパンで考えていただくと、本当に始まったというところもあるかと思いますが、先ほども担当から話がありましたが、小さく生んで大きく育てるといった、大きな器を作るのではなくて、確実に歩を進めていく形で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

計画の進め方で、環境基本計画あるいは、地球温暖化対策地域推進計画を含めまして、市が策定している計画につきまして一番弱いところが、PDCAサイクルの中のCAの部分だということはおかねてから言われているところでございます。改めて環境基本計画あるいは地球温暖化対策地域推進計画を策定していく中で、PDCAという言葉は色々なところで出てまいります。いい計画は作るのだけど、なかなか実行と見直し、改善のところがいけないのが府中市役所というよりも行政計画の宿題としてよくいただいているところです。その部分につきましては、知恵を絞って進めさせていただきたいと思っております。

地球温暖化の計画につきましても、大変良い計画をご答申いただきまして、作成することができたと自負している部分もございまして、それを実行していく中で、一番弱いのが、良いアイデア、良い発想は一杯載っているのだけど、本当にそれが府中市の財政状況でその期間内で実施できるのですか、といったところのすり合せが、直近で作った温暖化の計画についても弱い部分があると反省しております。今回、改訂をお願いして、検討を始めさせていただき第2次になります府中市環境基本計画につきましては、長いスパン10年先までの思い、理想の部分はもちろんあるかと思いますが、実施計画を策定する中では、本当にそれが現実的なのかどうかといったところを含めて、検討いただくと財政当局あるいは政策当局と実行計画を策定していく中で、進め方としては非常にやりやすい部分があるかと思っております。ただ、気をつけないといけないのは、理想に向かっていく計画を作る中で、あまり予算のことばかり考えてしまうと、骨の無い計画になってしまう部分もあると思っております。現行の市の財政状況で行きますと、理想的にやらなくてはいけないことについては、主管課を中心に計画を立てて進めてくださいと言われております。ところがその裏側にあるのは、その財源については自分たちで財源を確実に確保しなさい、といった裏側があることが担当としては非常に難しいところでございまして。歳入インセンティブといった言葉も使われる時代になっておりますが、その財源の部分も併せて、計画の進め方についてご検討いただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

副会長

財源の話がありましたが、重点施策に「自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努めます。」の行政の中で、特に太陽光発電システム、太陽熱利用、燃料電池、こういったものに対しての助成制度を用いて、計画的に導入を推進します。省エネ機器についても助成制度を明示したものを整理して、市民、事業者が分かるようにし、導入機器についてケアします。これについては、まずお金が無いと助成制度が出来ないが、かなり頑張っていたら、エコハウス設備設置については、市はかなり助成金を補助しています。今年度、1,288万円、去年は400万円で、最初は400万円しかなかった。それが申請者も多かったこともあって、1,200万円以上まで上がっています。それは、市がきちっと対応してくれているからです。ですから、23年度についても、前年度を下回らないように予算確保してくださいということで、普通はちょっと上がっても、下げられてしまうのですが、それが昨年を上回る予算を付けてくれたのは、きちっと行政の方が向き合ってくれていると、この数値を見れば分かると思います。おかげさまで、太陽光発電の設置も相当推進していると思います。市民のモニタ制度の話を入れましたが、こうした市の助成金をいただいて、設置してもらった世帯についてはモニタになっていただいて、そして結果などについて報告してもらい、一つの義務付けではないですが、市の税金を使ってやっているわけですから、対価として行政に協力してもらうことで、モニタといったものもある程度、こういった助成制度を使って進めていくというのも一つの手かと思えます。そうすると、太陽光発電をつけた人達について評価できますし、問題点についても報告してもらえ、また、それ以外のエコ活動についても報告してもらえると、かなり内容の濃い調査ができるのかと思います。そのようにリンクしていきながら体制を作って行けば、市民の間の進捗状況も把握できると思います。

地球温暖化対策地域推進計画を策定したあと、大震災が発生して、当時はCO2削減も15%削減を明記しました。これが本当に達成できるのか、先ほどのゴミ減量50%ではないですが、うたい文句になってしまうのかと思いました。例えば、計画停電は平気で国がやるようになっていて、そういう面では市民に対する、省エネ、節電といったものにインセンティブに働いている状況が生まれています。市民に訴えやすい環境が整ったかと、これが具体的に施策を進めていくのに追い風になる気がします。時期を逃さずに進めていくのが一つの手ではあると思います。一方では放射能の問題が話題になっていますが、今まで放射能の調査は環境問題としては関係してなく、考えもありませんでした。重点施策の中に放射能の問題は一言も入っていないが、世の中が変わると放射能問題は無視できなくなり、関係の調査を進めていかななくてはなりません。基本計画の中に折り込んでいかななくてはならない新たな問題として出てきますので、計画作りに反映させていかななくてはならないと思います。

事務局

お話がありました、いわゆる3.11の東日本大震災以降、この国を取り巻く環境というのは非常に様変わりしているところがあると思います。被災地から2百数十キロ離れている府中市ではありますが、電力不足の問題、あるいは放射能汚染の心配ということで、かなり環境政策課としても大きな波をかぶっているところでもあります。その部分については、環境基本法13条の中では放射能については環境とは別といったものが明記をされている中で、今までの環境基本計画には含まれておりませんし、国で見ますと環境省、東京都で見ますと環境局についても放射能についてはうちでないとお話があったかと思えます。ですが、現実こういう状況になってくると基礎的自

治体といわれる市役所の中では、放射能測定などについては環境でやってくれといったような声が多くなっており、府中市の場合には、文科省の要請を受けまして東京農工大学がいち早く24時間の放射線量の測定をしていただきました。また、地域的にも府中市の中心地点であるといったようなところから、その状況を見て府中は安全だということが確認できるということで、先の測定でも頑張らせていただいております。しかし、諸々のご要望、特に小さいお子さんを抱える皆様からは、もっと身近なところで測定をしてもらいたいというお話がございまして、7月1日号広報でも公表させていただきましたが、市独自の測定も開始しますことを掲載させていただきました。昨日まで、29、30、7月1、4日と4日間かけまして、府中市立の小学校、中学校、幼稚園、保育所で52か所、市内に350か所程度の公園がある中の8か所程度サンプルを取らせていただきまして、計60か所、公園につきましては地面と砂場の両方を測らせていただき、68か所の測定を実施させていただきました。そうした結果、1時間の線量につきましては、平均すると0.06 μ Sv/hということで、農工大で24時間測定していただいているのが、1日あたり1 μ Svあるいは2 μ Svで推移しておりまして、その参考値でいきますと1時間あたりは0.04あるいは0.08ということできています。0.04と0.08を足すと0.12なので2で割ると大体0.06といった計算もできますことから、概ね府中については1時間あたりの放射線量については0.06Sv/h程度なのかと、それを年間の自然放射線量が日本については大体0.05Sv/hと国でいわれていることからみますと、いわゆるホットスポット的なものについては、東京の中でも府中については、おそらく今までも無いと思っていましたが、今回の調査からも無いのではなかろうか、かなり無いに近い状態になっているということが分かりました。これにつきましては、本日お帰りになっていただきましたら、是非、府中市役所のホームページをご覧くださいと、4日までの数値の公表をさせていただきます。ホームページ等も見られない方もいらっしゃるというお声も多いところですので、7月11日号の広報には、この測定結果を掲載することで進めていますのでよろしく願いいたします。これだけではなくて、測定機器を購入して、市民の安全安心を守る立場から、不安の声を解消するための測定をしてまいります。危険だから測定するというわけではなくて、危険な状態ではないといったことを確認しつつ、万が一、危ないところがあったときに対応するための測定を進めてまいりますので、放射能につきましてはそのようなことをお願いします。

また、節電関係につきましても15%節電に関しましては、昨年以前も28°C設定等をしていただいておりますが、CO₂の削減に向けても、ある意味、好機ととらえておりまして、進めていかなくてはならないと思います。太陽光を中心とした発電機器につきましては、東京都が21、22年度、補助制度を持ってありますが、その予定期間が終了したということで、23年度は実施をしないことになっていました。しかし、3月11日の震災以降の電力不足を受けて、府中市も東京都に対して声を上げさせていただきましたが、今まさに自然エネルギーの方法ということが求められているところなので、東京都でも補助制度の復活、実施を考えてもらいたいと話をしたところ、東京都につきましては、6月補正で太陽光発電について1kWあたり10万円の補助制度を復活します。1施設あたり10kWの補助制度ですので、最高100万円単位の補助、一般的には3kW程度が太陽光になるかと思っておりますので、30万円程度の補助が受けられることになり、またそれについては、4月1日以降の売電契約であれば、遡りも可ということになっています。市としては、一旦東京都からの補助金が無くなり、震災、節電というところで、増額しなければと思うがどうだろうと思

っていたところ、かなり大きなインセンティブが働くと考え、400万円の補助金を1200万円まで3倍増やして予算を持っています。昨年はこの審議会でも皆さんから残念だなといった部分を受けてしまいましたが、3倍にしましたところ8月6日で受付が終了してしまいました。昨年度は3倍にする条件の中で、財政当局との協議の中では、予算の限度内の補助制度とするといった条件を設定していたことから、更なる補正とか、運用などで増額を図ることができませんでした。今年度につきましては状況が若干違うと思っておりますので、9月の補正に向けて財政当局と交渉をしてみようと考えております。それと併せて、東京都につきましては今まで給湯器関係の個人住宅への補助というのはなく、市が実施するときに地球温暖化の補助制度ということで、市が実施すれば2分の1を補助しますといった制度があったのですが、この関係で、エコウィルとエネファームにつきましては1kwあたり10万円の補助制度を今年度から東京都が実施しますということで公表しております。実施時期は、はっきりとしたことは伝わってきておりませんが、ガスエンジンが概ね一般家庭で使用されているものは発電量が1kwhといったもので10万円の補助、エネファームについては、一般的に流通している機器が0.75kwhということなので、7万5千円の補助制度で実施するという話できております。そこで一点困っているのが、進むのだろうと思っているのですが、市に2分の1の補助金については廃止となります。それについては、どのように市が対応するのかを検討するといったお話が出てきておりますので、その辺を調整しながら、対応につきましては節電ができる給湯設備についても設置が進むような内容で、検討していかなくてはいけないと現在考えているところでございます。府中市だけではなくて、業界等の情報等がありましたら教えていただきたい部分があるのですが、23区、26市ともに助成制度については変わっていき、かなり進む部分があるかと期待しております。最後にマイナス部分のお話になりますが、そういった機器の設置が進む部分がございますが、東京電力が必死に電力供給をアップするために活動している部分につきましては、当初活動を停止していた火力ですとか、そういった発電機器をフル稼働して需要に対応しようとして発電をしていますということにつきましては、非常にCO2の排出としてはマイナスな部分、いわゆる粗悪な電力で対応をしているといったところになるかと思えます。それを粗悪な電力と言ってしまうと、各原発の発電は良いと思っているのかと言われる議論に流れると若干難しい部分はあるかと思えますが、いわゆる自然エネルギー、再生可能エネルギーとは違う部分でなんとか賄っている部分がございます。15%節電したとしても、CO2の排出量は逆に伸びてしまうのかなといった懸念もあるところでございますので、そういった部分を含めると15%以上できる限りの節電をしていかなければならなく、そういったお願いを市民、事業者にもしていかなければならないだろうと感じているところでございます。

副会長 最新情報をお送りいただきましたけども、まさに環境問題というのは刻々変わっていくわけですから、そういう面でも最新情報を把握しながら、これから先、どうしていくのかといったことも含めて、計画に載せていかななくてはなりません。会長も到着しましたのでお願いします。

会長 どこまで進みましたでしょうか。

副会長 (1)が終わったところです。それに関連して、活動センターや補助金の話を事務局

からお話いただきました。

会長 ありがとうございます。皆さんどうも遅くなりまして申し訳ありません。今日は皆様方に、竹内副会長が現行基本計画に非常に詳しいということで、これまでの基本計画の特徴と、とりわけ基本計画策定までのプロセス、策定の仕方を重点的にお話いただいたかと思えます。今日、残り30分程度ですが、お話し合いしていただかなくてはいけないことは、(2)にありますように、今後の進め方ということで、すでに立派な基本計画がありますので、それを参考にしながら、全く同じ作り方を必ずしも考えなくても良いと思えます。ただ、そうは言っても、計画そのものはできるだけ市民参加で策定するのが非常に重要だとなっておりますし、実際にできるだけ多く、審議会の枠を超えて市民の意見をどれだけキャッチアップできるか、非常に大事だと思えますので、そこら辺を含めて、今後の進め方について、ご協議いただこうと思えます。ただ、いきなりご提案いただいても収拾がつかなくなる可能性がありますので、もう一度、事務局で提案していただいて、それを踏まえて提案をいただくということで良いですか。

事務局 次回以降のスケジュールについて、事務局が考えていますのは、23年度につきましては、前回5月に第1回、今日第2回ですが、それ以降は、9月、11月と進めていきたいと考えております。

 次回は、行動指針というお話が出てきたかと思えますが、市役所の中での評価について、今まで、どこまでできた、できていなかったかを全体的に把握するために、重点施策の1から10まで80項目に分かれた中に行政の評価がされているところがあります。その中にA、B、Cなどと表記がついていまして、実際にこの中で、できているもの、あるいは行われていないもの、全く進んでないものというのが各課に分かれて評価されたものが、先ほど副会長から説明がありました。まずは、イメージをわいてもらうためには、行動指針の市側の中を皆さんにお配りしてから進めたほうが分かりやすいのではないかと考えております。この中の話を次回に行います。

 11月、1月については、会長、副会長に事前にお話しましたが、市民をどこかで巻き込んで、市民にも意見を聞きながら、進めていきたいと考えております。ワークショップ的に進めていき、ざっくりばらんに市民会議ではないですが、審議会の中で公募を募って、皆さんに議論していただく会を11月、1月に1回もしくは2回ぐらいになるかもしれないですが、今まで素案検討会で進めてきた経緯もありますので、どこかで市民を巻き込んでいかなくてはならないと考えておりますので、そういった中で皆さんと次期、第2次環境基本計画を進めていければ良いと考えております。24年度5月からは、コンサルタントの助けをいただいて、中間答申ということでお願いいたします。また、分科会に分けてという話も出てくると思えます。2か月に1回開催で15名では、なかなか皆さん分かりづらいこともあるかと思えますので、来年度は分科会で進めていけたら良いと今のところ考えております。

会長 改めてまとめるまでもないと思えますが、基本的な考え方としては少なくとも、次回第3回の審議会を9月6日に開催させていただきたいということです。そのときには、事務局としては、現行基本計画に基づいて行動指針あるいは評価の問題があるので、それについてどういう進捗状況なのかということについて、説明したいということだと思います。11月以降、第4回以降の年内の進め方については、皆さんのご意

見を改めてお伺いしながら考えたいと思いますが、一つは、先ほどご議論になった環境保全活動センターの発足というものの準備がありますので、活動センターの準備過程とうまく組み合わせながら、この審議会の枠だけではなくて、もう少し市民に開かれた内容で、この計画に関する意見を色々とキャッチアップしていく方法を考えたらどうなのかということだと思います。したがって、もちろん基本計画に関わる基本的な論点を議論したいとは思いますが、できるだけ秋ぐらいから、もう少し市民を巻き込むための方法を使いながら、基本計画の骨格を作っていこうというお話だと思います。

皆さんのお手元に基本計画をお持ちであろうかと思いますが、見ていただきたいのですが、現行計画の目次を見ると、6章構成になっております。基本計画の中で、具体的な実施計画に結びつく部分が、第4章の重点施策と第5章の環境施策の各主体の行動、この部分がどのように書き込まれるか、どういう柱立てになるか、非常に重要なので、ここは時間をかけて丁寧に議論をしたい。場合によっては今年度できなくても、詰めは来年度、コンサルタントが入るそうですので、コンサルと協力しながら、それぞれ分科会のような方法で、詰めた議論をしていただくことを考えて良いかと思えます。事務局の提案を受けて、第1章、2章、3章、つまり重点施策の柱立てをする前提の議論をできれば、第3回、第4回、9月、11月、ここで皆さんのご意見を聞きながら立てたいと思っています。ただ、よく考えると第1章の計画の基本的な考え方と第3章の計画の目標と施策体系というものは、ある意味では総合計画との整合性も必要になってくるので、自動的に決まってくる部分があります。次回の議論の位置付けとしては、第2章の府中市の環境特性と環境課題というのがありますが、何の前提もなしに書こうとすると、同じことを書いてしまう可能性がありますので、そこで提案としまして、事務局から行動指針を踏まえての施策の評価について報告があるのであれば、第2章を考えるつもりで、現行の基本計画と、この次求められる基本計画、府中の特徴等ではなく、この計画がどこまで進められていて、今何が残されているのか、先ほど議論にあったように、放射能汚染の問題も新たに出てきておりますので、それから活動センターも発足しますので、そういうことも視野に入れながら、次期計画の課題というつもりで、第2章について、事務局の報告を受けて、ご議論いただいたらどうかと思います。基本的には計画の前半部分について、出来るだけこの場で議論を整理していただく。その取っ掛けとして、まず、第2章にあたる部分を次期の環境基本計画の課題にというようなことで、ご意見をいただいて議論したらどうかと思っております。進め方に関して、ご自由にご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

もし、そういう方向でよければ、事務局から重点施策評価という話でしたが、他に、こういう話、こういう資料を欲しいというのがあれば、言っていただいて、事前にご用意いただく、あるいはお送りしていただくのも可能だと思います。すでに計画がありますので、評価をしなければいけない。それは事務局で、たたき台を出していただいて、我々で評価をしますが、ただ評価をして、当然進んでいる部分とあまり進まない部分があるので、とりわけ進まない部分をどのようにするのかという問題、それから、現行計画に盛り込まれていない課題、こういうものをこの次の基本計画に盛り込まなくてはなりません。そういう点について、皆さんからアイデア、あるいはご意見いただきたいということです。今、出ししていただいて結構ですので、進め方については、そういう進め方でご了解いただくとことであっても、もう少し、こういう議論の仕方も先にやっておいたほうが良いといったことであればお出しいただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

委員　　今のお話と、先ほどの事務局のお話がありました。重点施策の評価、行動指針の。これが9月6日の日に、会長がおっしゃった話を含めて、回覧するとういふうに解釈するのですか。

事務局　　そうです。今まで出せていない部分がありますので、まとまって出せることは出せますが、評価をまとめて。

委員　　9月6日に出てくるということですか。

事務局　　そうすれば、皆さんのイメージがわくかと思います。

委員　　もしかしら、9月6日に出される重点施策の評価というものが、結構ボリュームがあるのではないかと気がしますがいかがですか。そうであれば事前に資料をお送りいただいて、皆さんにざっと目を通していただいて議論した方が、議論する時間は1時間半か2時間くらいしかないの、効率的に進められるのではないかと気がするのですがどうですか。

事務局　　資料としては、ボリュームがあります。今、副会長が持っておられますが、それで2年分です。直近のものでしたら皆さんに配布できると思います。

会長　　できるだけ新しいものをということで良いですね。

事務局　　それでは21、22年のものを用意し、事前に皆さんにお出しします。

会長　　資料は事前にお送りいただいて、当日は特徴をまとめたメモを出していただいて、それをつけてご報告していただくということでお願いします。

事務局　　どういったことができていて、できていないかを事務局から概略的にお話させていただきます。

会長　　他はいかがでしょう。こういった資料をというものがあれば用意していただきますが。

委員　　送付していただいたものを読んで、もしかして、意味が分からないものがたくさんあった場合、それを事前に誰に聞いたら良いですか。

事務局　　今回、通知は郵便でお送りさせていただきましたが、できればメールで今までもやりとりしていただきましたので、質問などがあれば、事前にいただければ、スムーズに先に審議会が始まる前にお答えできると思います。何名か分かっている方もいますが、皆様のメールアドレスを教えていただければと思います。

会長　　そうしましたら、資料はいつ頃に最新版を送っていただけますか。

事務局 21、22年度分を1か月前には送りたいと思います。

会長 まず、21年度分を先に送っていただいて、22年度分については、でき次第すぐにお送りいただくというのはどうですか。

事務局 わかりました。

会長 21年度分を見ていただくと、だいたい雰囲気が分かりますので、その時点で、これは分からない、どうなっているのかというようなことを個別にお問合せいただいてもかまいません。事務局でメールと言いましたが、21年度分は早くお手元に行くはずですから、メールでなくとも直接来て、あるいはお電話などで、お問合せいただくこともかまわないかと思います。ただ、22年度分はぎりぎりになる可能性があるもので、そうすると余裕がないので、それについては、メールになるかと思えます。とりあえず二段階ということによろしいですか。

他は、いかがですか。

事務局 メールアドレスについては、環境政策課に空メールを送っていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

会長 一つお願いがあるのですが、どなたかから問合せがあつて、それに対する返事を出す場合に、全員に同封で送っていただけませんか。そうでないと、同じことを聞き返すこともあるし、情報が共有できませんのでお願いします。

それでは、次回第3回を9月6日に行わせていただきます。改めて事務局からご案内が行きます。そのときには、基本計画の第2章の部分を意識しながら、今度の新しい基本計画で、何を問題にすべきか、府中市の環境政策の課題について、そういったことを中心にご議論していただきます。そして、たたき台として、必要なものは随時、事務局に要求していただくことで結構ですが、とりあえず、重点施策の評価を二度に分けて、皆さんのお手元にお送りさせていただきます。21年度分はすでにできているはずですので、これは早急にお送りさせていただきます。そして、22年度分についてはできるだけ早く、お送りしていただくということにさせていただこうかと思えます。必要な問合せなどがあれば、メールなどいろんな方法で出していただいて、全員で共有できる方法を事務局に工夫していただきたいと思えます。それでは、進め方についてはとりあえずそういう内容で、また、それを踏まえて、第4回以降の進め方について、お諮りしたいと思います。よろしければ、(2)はそういうことで終わらせていただきます。

その他、何かございますか。大丈夫ですか。おそらく、皆さんも私もそうですが、環境審議会の委員として、名前が公表されておりますので、先ほど個別に話題になったことについて、色々と市民から問合せがあつたり、意見を聞かれたり、審議会で議論していることで、個人の意見として言うていただくことは一向に構わないのですが、私としては、統制をかけるというよりは、そういう意見を個人の資格で委員の資格として、どんどん事務局に直接言っていただきたい。公の場かけなくてもこういったことを言われたとか、こういうことはどうだろうと審議会の委員としては当然の職務、責務ですので、遠慮せずに、事務局に言っていただければと良いと思えますので、良

いご提案があれば、その場ですぐに事務局が対応してくれると思いますので、よろしく願いいたします。

その他なければ、本日はこれで終わりにしたいと思います。最後に事務局から次回のお知らせです。

事務局 次回は、平成23年9月6日(火)午後6時半から、同じくこの場所で開催しますのでよろしくお願いいたします。お疲れ様でした。

以上